資料５

第3次厚木市文化芸術振興計画

（案）

令和８年 12 月
厚　　木　　市

～ もくじ ～

第1章 計画策定の趣旨 1

1 策定の趣旨 1
2 計画の位置付け 2
3 計画期間 3
4 市民参加と策定体制 4
5 対象とする文化芸術の範囲 5
6 ＳＤＧｓとの関係 6

第2章 策定の背景 7

1 文化芸術を取り巻く環境 7
2 厚木市の現状 9
3 第２次計画の取組と評価 19
4 策定に当たって考慮した視点 21

第3章 計画の考え方 22

1 基本理念 22
2 施策の体系 23
3 基本目標 24

第4章 計画の推進に向けて 31

1 推進体制 31
2 進行管理 32

資料編 33

1 厚木市文化芸術振興条例 34
2 第３次厚木市文化芸術振興計画の策定について（諮問） 36
3 第３次厚木市文化芸術振興計画の策定について（答申） 37
4 主な文化芸術活動施設 38
5 厚木市文化芸術振興委員会規則 39
6 厚木市文化芸術振興委員会名簿 40

第1章 計画策定の趣旨

1 策定の趣旨

文化芸術は、人々の心にゆとりと潤いをもたらし、豊かな感性や創造性を育むとともに、自らの思いや考えを表現する機会を提供するなど、一人ひとりの心身の健康と幸福感を高めるウェルビーイングの向上に大きく寄与しています。また、文化芸術を通じた交流や対話は、人と人との心のつながりを生み、互いの価値観や文化的背景を理解し、尊重し合うことにつながるなど、豊かな地域社会を形成する力を有しています。

本市では、心豊かな市民生活と活力に満ちた地域社会の実現のため、平成 24 年 12 月に「厚木市文化芸術振興条例」を制定し、“人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する”との理念に基づき、文化芸術の振興に関する基本的な事項を定めるとともに、市、市民及び文化芸術団体等が連携・協働して文化芸術の振興に取り組むことを位置付け、文化芸術活動を推進してきました。さらに、平成 27 年３月に「厚木市文化芸術振興計画第２期基本計画」、令和３年３月に「第２次厚木市文化芸術振興計画」を策定し、文化芸術活動の活性化や担い手の発掘・育成・支援、市民協働によるまちづくり、未来を担うこどもたちの文化芸術活動の推進など、様々な取組を進めてきました。

第２次厚木市文化芸術振興計画の計画期間が令和８年度で満了することから、これまでの取組の成果と課題を検証するとともに、社会状況や市民ニーズの変化を踏まえ、誰もが文化芸術に親しみ、文化・芸術、歴史の聖地として憧れを抱き、愛されるまちの姿を実現することを目指し、「第３次厚木市文化芸術振興計画」（以下、「第３次計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

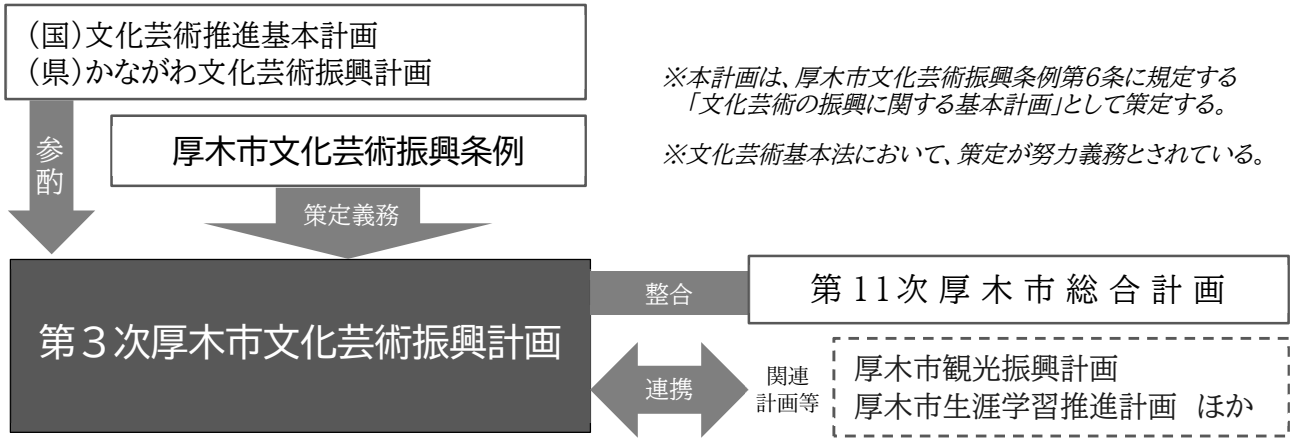
第３次計画は、「厚木市文化芸術振興条例」第６条に規定する文化芸術の振興に関する基本計画として、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、文化芸術基本法第７条に基づく地方文化芸術推進基本計画として位置付けるとともに、本市の最上位計画である「第 11 次厚木市総合計画」の施策を補完・具体化する個別計画として策定します。

計画の策定及び施策の推進に当たっては、文化芸術基本法を始めとする関係法令を踏まえるとともに、国の「文化芸術推進基本計画」及び神奈川県の「かながわ文化芸術振興計画」を参酌します。

さらに、本市の観光、生涯学習等の関連計画との整合・連携を図りながら、計画を推進します。

＜計画の位置付け＞



※本計画は、厚木市文化芸術振興条例第6条に規定する「文化芸術の振興に関する基本計画」として策定する。

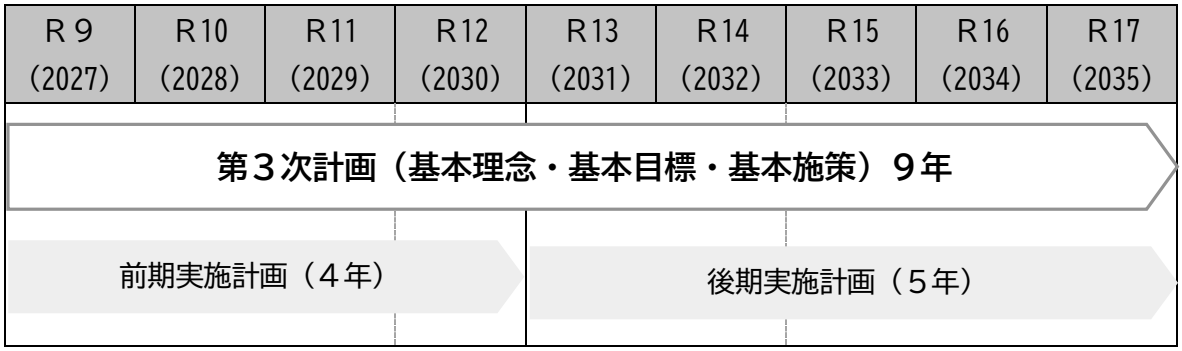
※文化芸術基本法において、策定が努力義務とされている。

3 計画期間

第３次計画の計画期間は、第 11 次厚木市総合計画の計画終了年に合わせ、令和９（2027）年度から令和 17（2035）年度までの９年間とします。また、第３次計画に基づく具体的な事業は、実施計画に定めます。実施計画の期間は、令和９(2027)年度から令和 12(2030)年度までの４年間を第１期計画期間、令和 13(2031)年度から令和 17(2035)年度までの５年間を第２期計画期間とします。

なお、社会情勢や市民ニーズの変化、国・県における文化芸術に関する計画の改定等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

【図表１】第３次計画の期間と構成



4 市民参加と策定体制

第３次計画の策定に当たっては、市民の文化芸術に対する意識やニーズを的確に把握するとともに、幅広い市民の意見を反映した計画とするため、多様な市民参加の機会を設けました。

（１）市民参加手続

ア　厚木市文化芸術振興委員会（付属機関）

公募による市民、学識経験者、関係団体の代表等により構成する厚木市文化芸術振興委員会へ諮問を行いました。

イ　文化芸術振興計画に係る意向調査

市民の文化芸術についての関わりやニーズを把握するため、市民及び小中学生を対象にアンケート調査を行いました。

ウ　パブリックコメント

第３次計画（案）に対する意見聴取を行いました。（12 月実施予定）

（２）策定体制

「厚木市文化芸術振興委員会」において、計画の策定について審議を行い、幅広い専門的な知見や市民の意見を計画に反映しました。

また、市の関係部署により構成する「厚木市文化芸術振興計画推進委員会」において、第３次計画策定に必要な事項について検討・協議を行いました。

5 対象とする文化芸術の範囲

第３次計画が対象とする文化芸術は、文化芸術基本法に規定される文化芸術を基本とし、次の範囲とします。

（1）芸術

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、俳句、短歌、川柳その他の芸術

（2）メディア芸術

映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術

（3）伝統芸能

雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、義太夫、日舞、謡曲、箏曲、剣詩舞
その他の我が国古来の伝統的な芸能

（4）芸能

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

（5）生活文化

茶道、華道、書道、食文化、盆栽、山野草、菊花その他の生活に係る文化

（6）国民娯楽

囲碁、将棋その他の国民的娯楽

（7）出版物及びレコード等

（8）文化財等

有形及び無形の文化財並びにその保存技術

（9）各地域における文化芸術

地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

6 ＳＤＧｓとの関係

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）は、平成 27 年（2015 年）９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた国際目標です。「誰一人取り残さない」社会の実現を理念として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。

第３次計画では、本計画の基本理念を実現するため、ＳＤＧｓの 17 ゴールのうち、「３.すべての人に健康と福祉を」、「４.質の高い教育をみんなに」、「11.住み続けられるまちづくりを」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」を文化芸術の推進に積極的に取り組んでいくものとしました。

ＳＤＧｓの 17 のゴール



第2章 策定の背景

1 文化芸術を取り巻く環境

近年、我が国を取り巻く社会環境は大きく変化しています。人口減少や少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、デジタル技術の急速な進展などにより、人々の暮らし方や人と人との関わり方は大きく変わりつつあります。

また、地域においては、人口構造の変化や地域コミュニティの希薄化などを背景に、これまで地域の文化を支えてきた担い手の不足や、文化財・伝統文化を次世代へ継承していくことの難しさが顕在化しています。

こうした社会の変化の中で、文化芸術に期待される役割も広がっています。

文化芸術は、作品を鑑賞したり、活動に参加したりすることそのものに価値があるだけでなく、人々の創造性や感性を育み、心の豊かさや幸福感を高めるとともに、人と人との交流や相互理解を促す力を持っています。

さらに、地域固有の歴史や文化を見つめ直すことは、地域への愛着や誇りを育み、地域の魅力を再発見することにもつながります。文化芸術を観光やまちづくり、教育、福祉、産業などの様々な分野と結び付けることで、地域の新たな価値を創出し、まちの活力を高めることも期待されています。

このように、これからの文化芸術振興においては、文化芸術そのものの振興に加え、文化芸術が人の暮らしや地域社会にもたらす価値を捉え、その力をまちづくりにつなげていく視点が重要となっています。

（１）国の動向

国では、文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「文化芸術推進基本計画」を策定しています。令和５年３月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画（第２期）」では、文化芸術を取り巻く社会状況の変化や第１期計画の成果と課題を踏まえ、今後５年間に取り組むべき施策を示しています。

第２期計画では、「価値創造と社会・経済の活性化」を掲げ、文化芸術そのものの振興に加え、文化芸術が有する創造性や多様な価値を、社会や経済の様々な分野につなげていくことが重視されています。また、文化芸術を通じて、心豊かな生活や地域の活力を生み出すとともに、文化芸術の担い手を支え、持続的に活動できる環境を整えていくことが求められています。

特に、文化芸術の鑑賞や創造・表現、参加・交流などを通じて、年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが文化芸術に親しむことができる環境を整えることが重要となっています。また、こどもや若者の文化芸術活動への参加、文化芸術を支える人材の育成、文化財の保存・活用、デジタル技術を活用した文化芸術の発信など、文化芸術を将来にわたって支えていくための基盤づくりも重視されています。

さらに、文化芸術を観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の様々な分野と結び付けることにより、地域の魅力や価値を高め、新たな人の交流や経済的な波及につなげていく視点も重要となっています。

（２）神奈川県の動向

神奈川県では、「神奈川県文化芸術振興条例」に基づき、「かながわ文化芸術振興計画」を策定し、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。現行の「かながわ文化芸術振興計画」は令和６年３月に改定され、令和６年度から令和 10 年度までの５年間を計画期間としています。

現行計画では、これまでの文化芸術を取り巻く状況の変化や取組の実績・課題を踏まえ、「基本的な施策」に加えて「重点施策」を設定し、今後特に取り組むべき分野を明確にしています。重点的な取組として、地域の伝統的な文化芸術の保存・継承・活用、こども・若者の文化芸術活動の充実、高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実、国際・観光分野との連携、文化芸術を推進するための環境整備などが位置付けられています。

また、県の実施計画では、文化芸術に触れる機会を広げることを地域づくりにつなげる視点が示されており、文化芸術によって県民の生活にゆとりやうるおいをもたらすとともに、活力ある地域をつくることが目指されています。

2 厚木市の現状

（1） 文化芸術を育む厚木市の特性

本市は、神奈川県の中央に位置し、扇型に近い地形の西部には大山がそびえ、丹沢山塊へと連なっています。東部には相模川が南北に流れ、これに中津川、小鮎川が合流し、それぞれの河川沿いには平野が広がっています。このように、山や川などの豊かな自然環境に恵まれ、七沢温泉郷や飯山温泉郷など、首都圏にありながら豊かな自然と温泉地の魅力を有しています。

こうした自然環境は、本市の文化芸術を育む重要な基盤の一つとなっています。山や川、里地里山などの豊かな自然と、そこに暮らす人々の生活や営みの中で、地域固有の歴史や文化が育まれてきました。自然と人の暮らしが織りなす景観や地域文化は、厚木ならではの文化的な魅力を形成しています。

また、本市は東京から約 46km、横浜から約 32km に位置し、東名高速道路や圏央道を始め、国道 246 号や 129 号などの主要幹線道路が交差する交通の要衝となっています。こうした地理的条件を背景として、首都圏における流通・業務機能を担う拠点都市として発展してきました。市内には研究開発型の企業やサービス産業等が集積し、企業や大学等が有する人的資源、情報通信技術、高度な研究機能など、多様な知的・人的資源があります。これらは、文化芸術分野においても、企業や大学等との連携・協働、新たな文化芸術活動の創出、専門性を生かした学習機会の提供などにつながる可能性を有しています。

さらに、本市は、長い歴史と伝統を有する都市でもあります。地域の自然、歴史、風土に根差した文化によって生み出された文化財や伝統文化が数多く残されており、国の重要文化財に指定されている金剛寺の木造阿弥陀如来坐像を始め、有形・無形の様々な文化遺産が所在しています。また、県を代表する民俗芸能の一つである相模人形芝居については、林座と長谷座が国の重要無形民俗文化財に指定され、現在も活動が続けられています。このほか、相模のささら踊り、相模里神楽など、地域の中で大切に受け継がれてきた伝統芸能もあります。

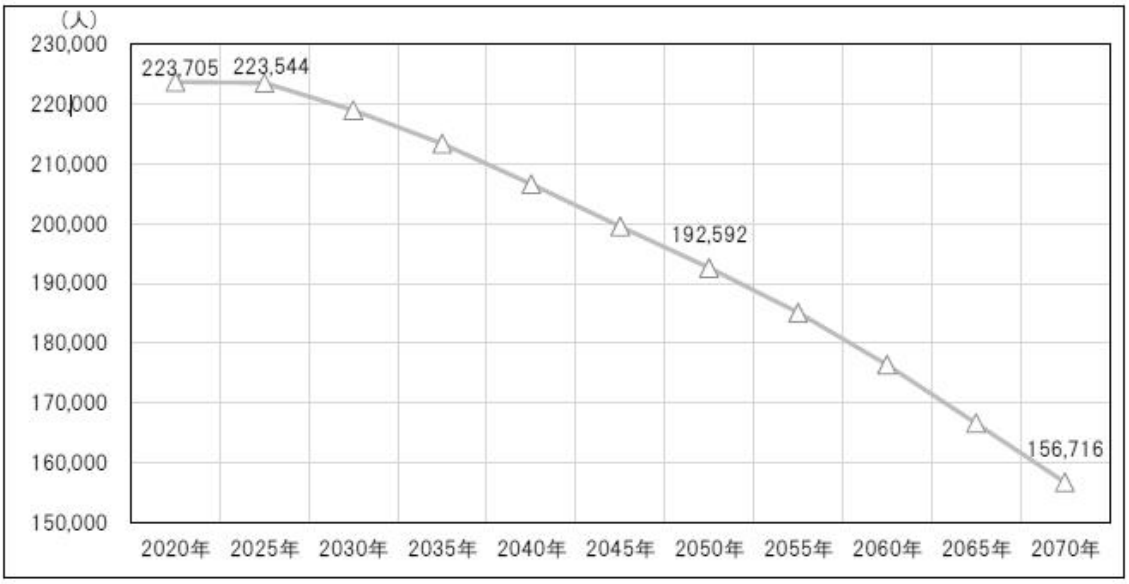
加えて、本市では、文化芸術活動を支える施設・環境の整備も進めてきました。平成 26 年４月には、アミューあつぎ内に市民の生涯学習及び文化芸術活動の拠点となる「あつぎ市民交流プラザ」を開設し、サークル活動や作品展示など、幅広い世代が文化芸術活動を行い、交流する場として活用されています。

（２）人口の動向

本市の人口総数は、長らく増加が続いていましたが、令和２（2020）年からは減少傾向に転じています。令和７(2025)年 10 月に改定した人口ビジョンでは、令和 52(2070)年には人口が約 15 万 7,000 人まで減少すると推計されています。

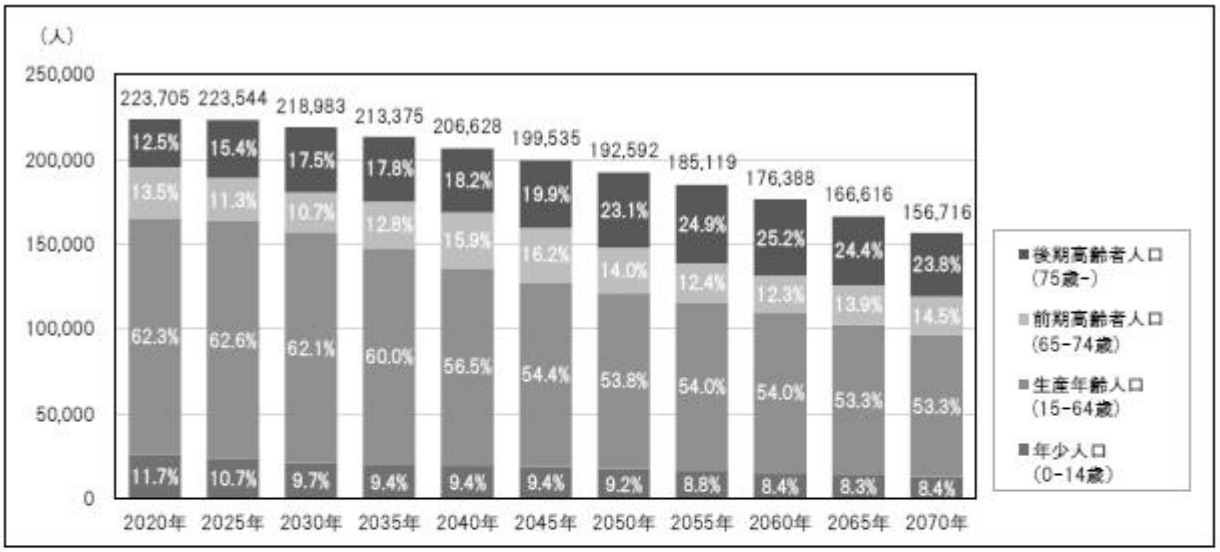
年齢区分別で見ると、年少人口（０～14 歳)、生産年齢人口（15～64 歳）は減少を続ける一方、老年人口（65 歳以上）は令和 27（2045）年まで増加することが見込まれています。

厚木市推計(人口総数)



出典：厚木市「厚木市人口ビジョン（令和７（2025）年)」

厚木市推計(年齢４区分別人口)



年次		厚木市推計	年少人口(0-14歳)	生産年齢人口(15-64歳)	老年人口(65歳-)	後期高齢者人口(75歳-)	年少人口割合	生産年齢人口割合	老年人口割合	後期高齢者人口割合
2020年	R02	223,705	26,176	139,429	58,100	27,905	11.7%	62.3%	26.0%	12.5%
2025年	R07	223,544	23,903	139,953	59,689	34,392	10.7%	62.6%	26.7%	15.4%
2030年	R12	218,983	21,268	135,943	61,772	38,340	9.7%	62.1%	28.2%	17.5%
2035年	R17	213,375	19,956	128,112	65,307	37,935	9.4%	60.0%	30.6%	17.8%
2040年	R22	206,628	19,497	116,689	70,442	37,569	9.4%	56.5%	34.1%	18.2%
2045年	R27	199,535	18,836	108,603	72,096	39,728	9.4%	54.4%	36.1%	19.9%
2050年	R32	192,592	17,625	103,544	71,423	44,420	9.2%	53.8%	37.1%	23.1%
2055年	R37	185,119	16,219	99,919	68,982	46,028	8.8%	54.0%	37.3%	24.9%
2060年	R42	176,388	14,903	95,282	66,204	44,482	8.4%	54.0%	37.5%	25.2%
2065年	R47	166,616	13,880	88,871	63,865	40,642	8.3%	53.3%	38.3%	24.4%
2070年	R52	156,716	13,122	83,599	59,995	37,311	8.4%	53.3%	38.3%	23.8%

出典：厚木市「厚木市人口ビジョン（令和７（2025）年)」

（３）文化芸術を取り巻く市民ニーズ（市民意向調査）

市民の文化芸術についての関わりやニーズを把握するため、「第２次厚木市文化芸術振興計画に係る意向調査」を実施しました。

◆ 調査概要 ◆

＜市民対象調査＞

（１）調査地域　厚木市全域
（２）調査対象　厚木市在住の 15 歳以上の男女（外国籍市民含む）
（３）対象者数　3,000 人
（４）抽出方法　住民基本台帳から無作為抽出
（５）調査方法　郵送配布・郵送または電子申請による回収
（６）調査期間　令和７年 10 月２日～11 月 13 日

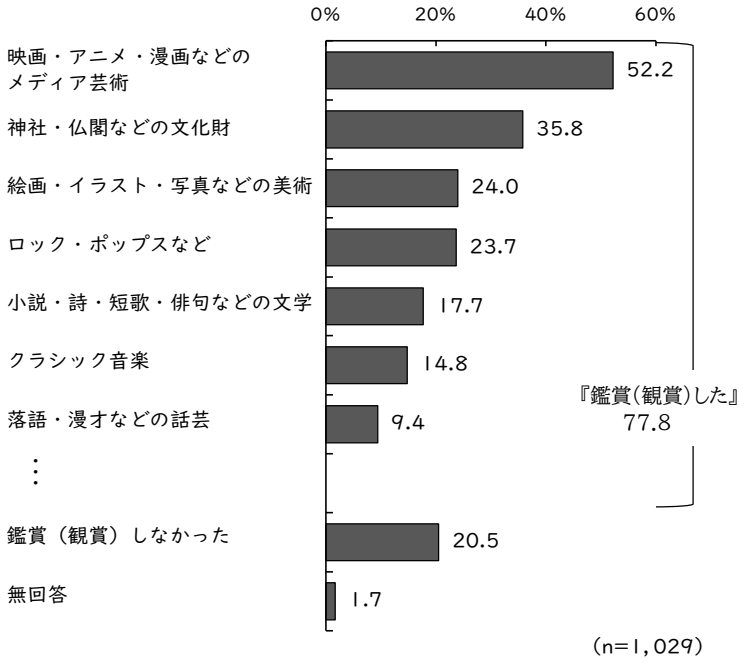
＜小中学生対象調査＞

（１）調査地域　厚木市全域
（２）調査対象　市立 23 小学校に通学する小学５年生及び市立 13 中学校に通学する中学２年生
（３）対象者数　3,498 人（小学５年生：1,745 人、中学２年生：1,753 人）
（４）抽出方法　当該学年の全児童・生徒
（５）調査方法　各学校にて配布・電子申請による回収
（６）調査期間　令和７年 11 月７日～11 月 21 日

◆ 回収率 ◆

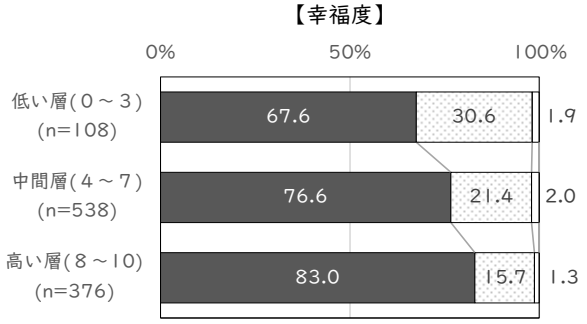
調査種別	対象数	回収数	有効回収数	有効回収率
市民 対象調査	3,000 人	1,031 票 (郵送 545 票・電子申請 486 票)	1,029 票	34.3%
小中学生 対象調査	3,498 人	2,123 票 (小学生 683 票・中学生 1,440 票)	2,123 票	60.7%

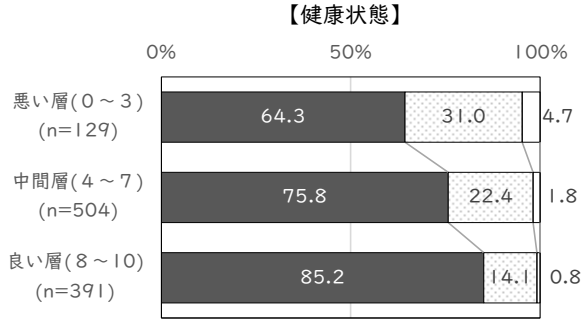
◆ 文化芸術の**鑑賞状況** ◆

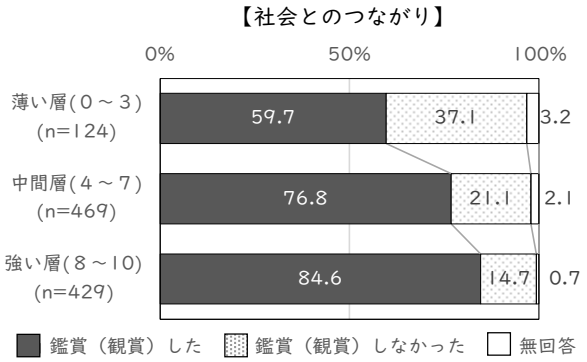


この１年間において、いずれかの文化芸術を鑑賞（観賞）した割合は、全体から「鑑賞（観賞）しなかった」と「無回答」を引いた 77.8%となっており、具体的な文化芸術の鑑賞項目は、「映画・アニメ・漫画などのメディア芸術」が 52.2%と最も多く、次いで「神社・仏閣などの文化財」が 35.8%、「絵画・イラスト・写真などの美術」が 24.0%などとなっており、比較的参加しやすい分野が上位を占めています。（なお、音楽については、ジャンル別に選択肢を設定しているため、個々では上位項目に入っていませんが、全てを足し合わせると、約６割に達します。）

≪幸福度別 ／ 健康状態別 ／ 社会とのつながり別≫

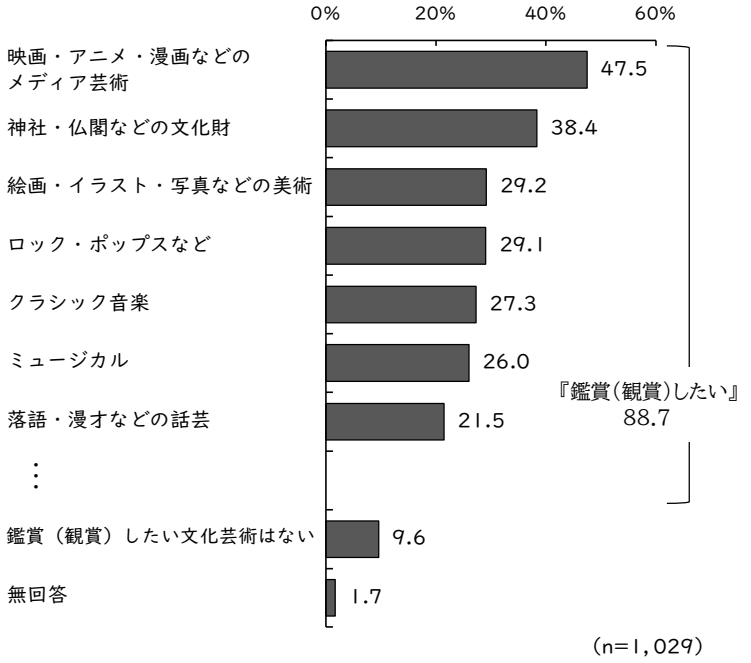






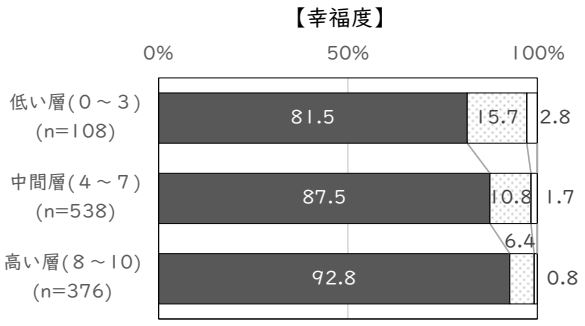
ウェルビーイング（well-being）の３要素との関係をみると、いずれの要素においても、数値が高い層ほど「鑑賞（観賞）した文化芸術がある」が多くなっており、正の相関関係が顕著に見られます。

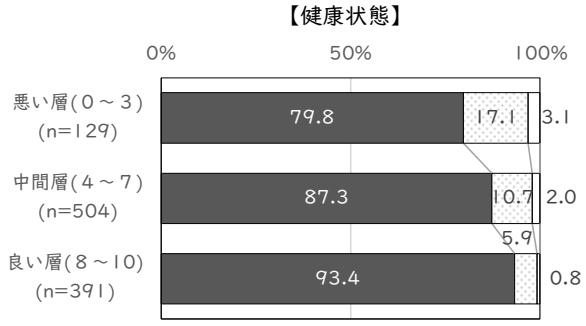
◆ 文化芸術の**鑑賞意向** ◆

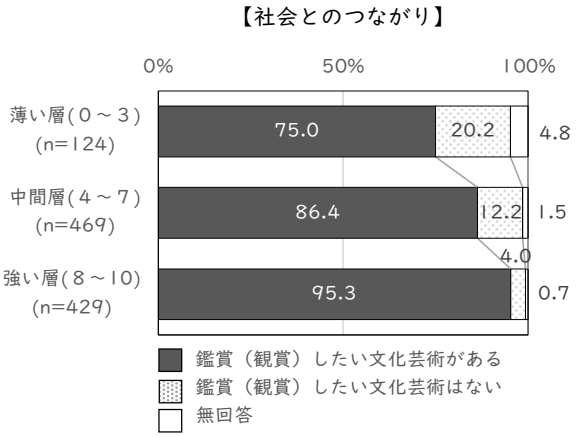


いずれかの文化芸術を鑑賞（観賞）したい割合は、全体から「鑑賞（観賞）したい文化芸術はない」と「無回答」を引いた 88.7%となっており、具体的な文化芸術の鑑賞項目は、前問の実際に鑑賞（観賞）している項目とほぼ同じ順位で、「映画・アニメ・漫画などのメディア芸術」が 47.5%と最も多く、次いで「神社・仏閣などの文化財」が 38.4%、「絵画・イラスト・写真などの美術」が 29.2%などとなっています。

≪幸福度別 ／ 健康状態別 ／ 社会とのつながり別≫

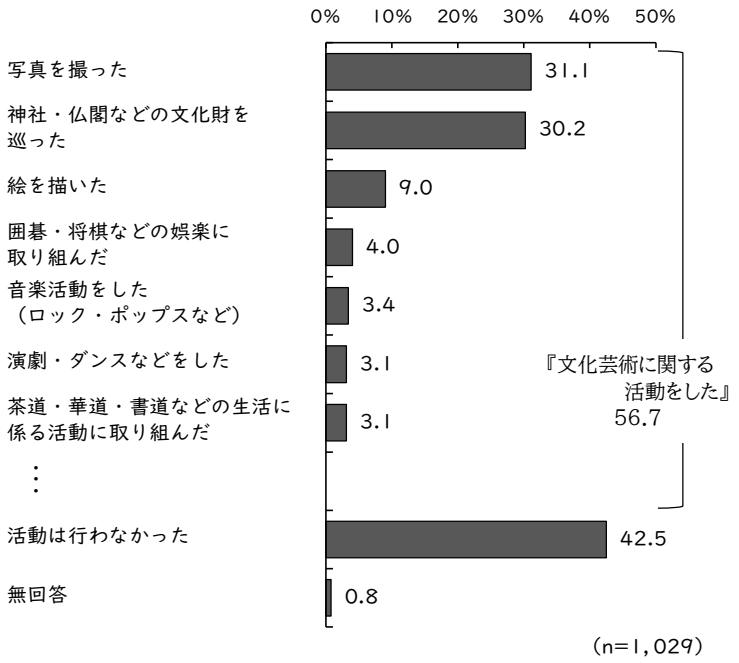






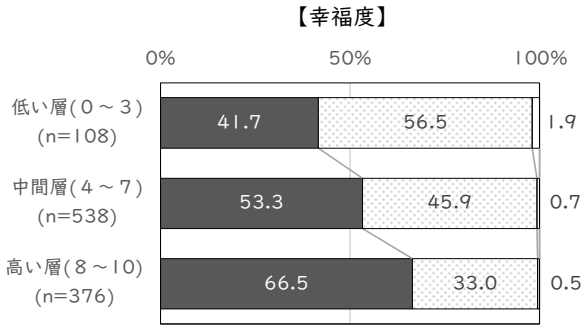
ウェルビーイング（well-being）の３要素との関係をみると、いずれの要素においても、数値が高い層ほど「鑑賞（観賞）したい文化芸術がある」が多くなっており、正の相関関係が顕著に見られます。

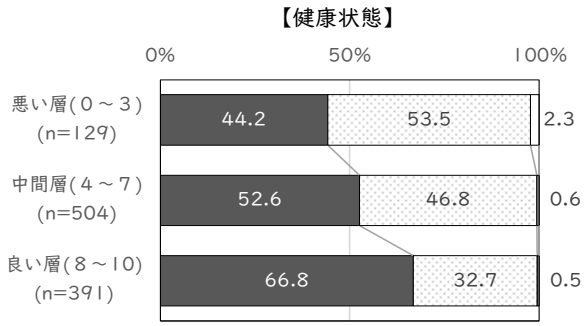
◆ 文化芸術の**活動状況** ◆

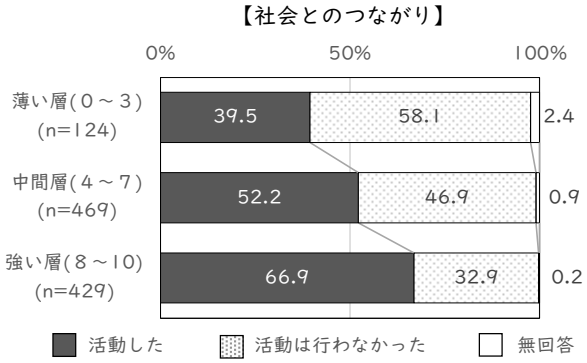


この１年間に行った文化芸術に関する活動は、「活動は行わなかった」が 42.5%と最も多く、いずれかの文化芸術に関する活動を行った割合は、全体から「活動は行わなかった」と「無回答」を引いた 56.7%となっています。具体的な活動内容は、「写真を撮った」が 31.1%、「神社・仏閣などの文化財を巡った」が 30.2%で、この２項目が突出しており、文化芸術の鑑賞（観賞）と比較すると、全体として、実際の活動参加は限定的な状況と言えます。

≪幸福度別 ／ 健康状態別 ／ 社会とのつながり別≫

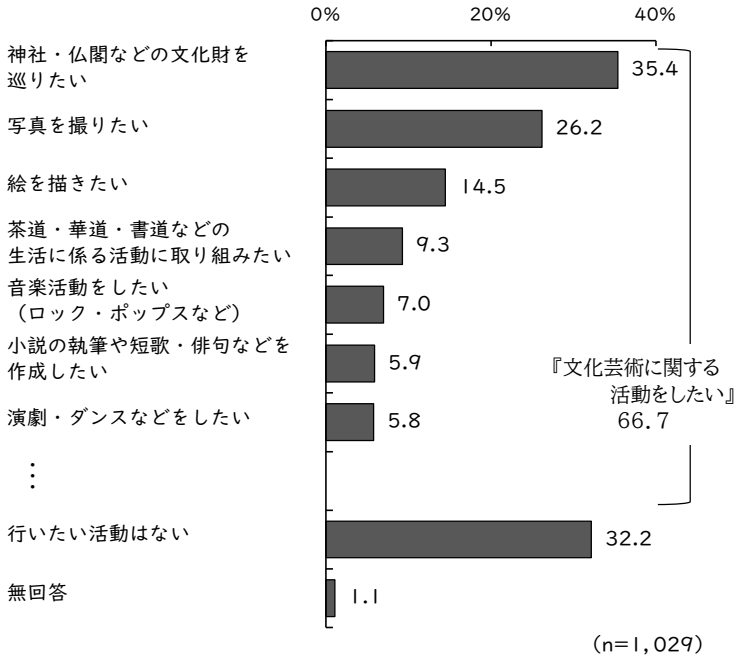






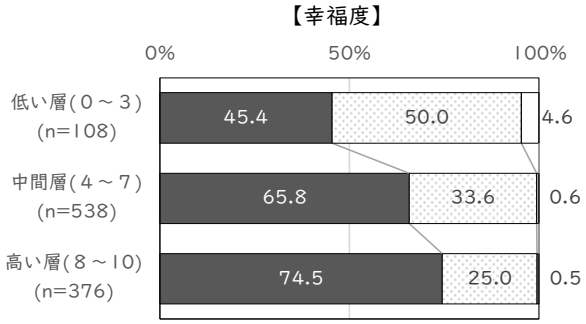
ウェルビーイング（well-being）の３要素との関係をみると、いずれの要素においても、数値が高い層ほど「活動した」が多くなっており、正の相関関係が顕著に見られます。

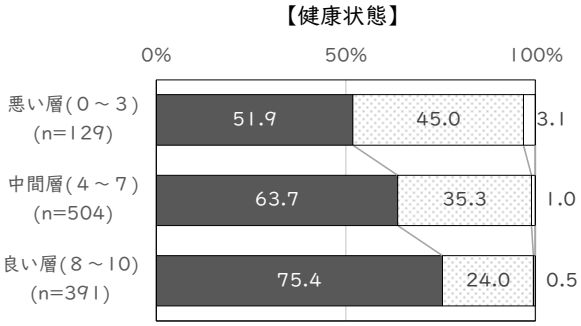
◆ 文化芸術の活動意向 ◆

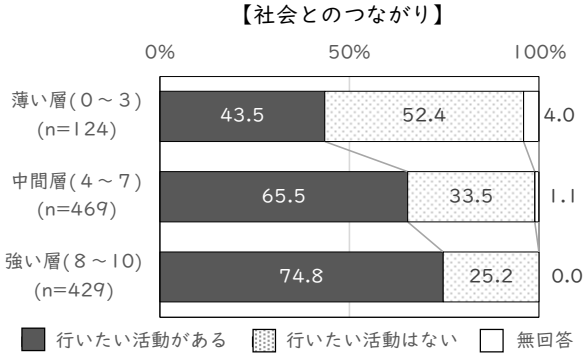


いずれかの文化芸術に関する活動を行いたい割合は、全体から「行いたい活動はない」と「無回答」を引いた 66.7%となっており、具体的な文化芸術の活動項目は、「神社・仏閣などの文化財を巡りたい」が 35.4%と最も多く、「写真を撮りたい」が 26.2%などとなっています。「写真を撮りたい」以外の上位項目は、現在の活動状況よりも数ポイント上回っています。また、音楽については、５つのジャンルを合わせると 25.7%となり、上位に含まれてきます。

≪幸福度別 ／ 健康状態別 ／ 社会とのつながり別≫

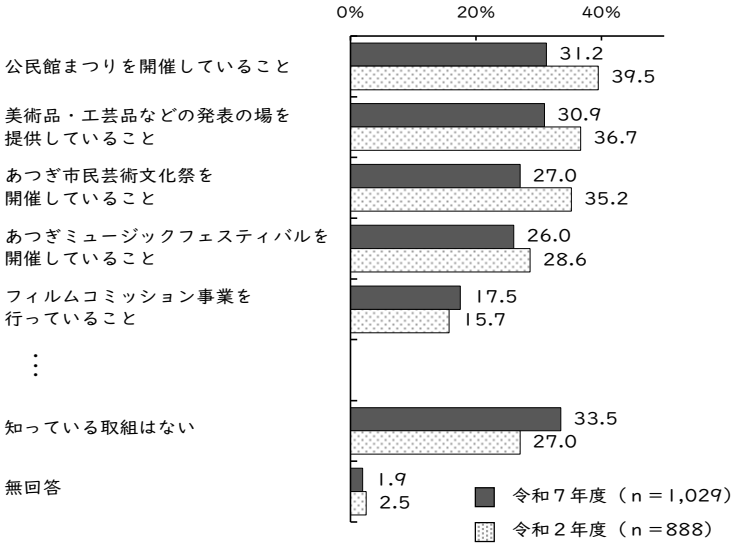






ウェルビーイング（well-being）の３要素との関係をみると、いずれの要素においても、数値が高い層ほど「行いたい活動がある」が多くなっており、正の相関関係が顕著に見られます

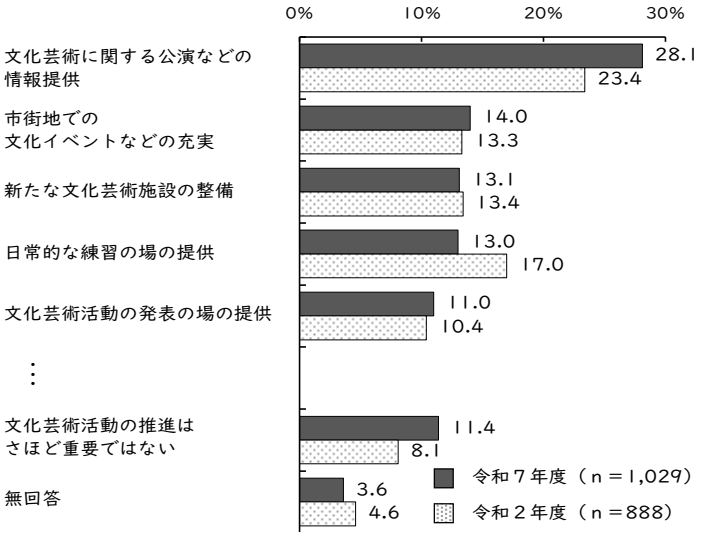
◆ 厚木市で行われている文化芸術に関する取組の認知度（上位５項目）◆



◎厚木市で行われている文化芸術に関する取組は、「知っている取組はない」が33.5%と最も多く、次いで「公民館まつりを開催していること」が 31.2%、「美術品・工芸品などの発表の場を提供していること」が 30.9%などとなっています。

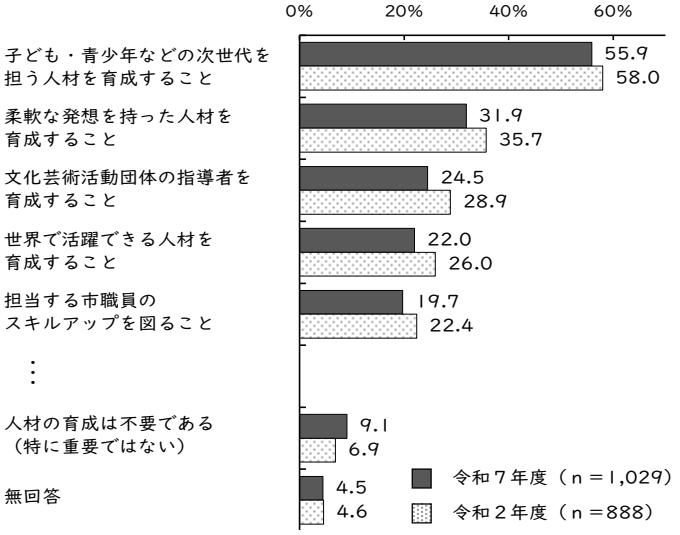
経年比較すると、「フィルムコミッション事業を行っている」以外は、令和２年度よりも認知度が減少しており、特定の取組だけでなく、全体的に認知が進んでいないことがうかがえます。

◆文化芸術のまちづくり推進のために必要な施策（上位５項目）◆



◎必要な施策としては、「文化芸術に関する公演などの情報提供」が28.1%と最も多く、次いで「市街地での文化イベントなどの充実」が 14.0%、「新たな文化芸術施設の整備」が13.1%などとなっています。特に、「文化芸術に関する公演などの情報提供」は令和２年度よりも５ポイント近く増加しています。

◆厚木市の文化芸術活動の発展に必要な人材育成方法（上位５項目）◆



◎人材育成方法については、「子ども・青少年などの次世代を担う人材を育成すること」が55.9%と最も多く、次いで「柔軟な発想を持った人材を育成すること」が 31.9%、「文化芸術活動団体の指導者を育成すること」が24.5%などとなっています。いずれの項目も、令和２年度よりも割合が少なくなっているものの、次世代育成に関する項目が半数以上を占めており、将来を見据えた人材基盤の強化を重視する傾向は継続されています。

（４）文化・芸術、歴史の聖地の定義

本市における文化芸術の更なる発展を図るためには、文化芸術や地域に根付く文化・歴史の価値を改めて見つめ直し、その魅力を市民と共有するとともに、広く発信し、次世代へ継承していくことが重要です。こうした取組を一層推進するため、次のとおり、文化芸術歴史の聖地の定義を定めました。

＜文化・芸術、歴史の聖地の定義＞

文化芸術基本法では、文化芸術は創造性を育み、表現する力を高めるだけでなく、人と人との心のつながりや、お互いを理解し尊重し合う土台を作り、多様な考えや価値観を受け入れる豊かな社会をつくるものとしています。

本市では、「人、まち及び自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造し、もって心豊かな市民生活と活力に満ちた地域社会の実現に寄与すること」を目標に、厚木市文化芸術振興条例に基づいた計画を策定し、誰もが気軽に文化芸術に触れ、楽しみ、自分らしさを表現できる環境づくりを進めています。こうした文化芸術への参加や発表、また、国内外で活躍する芸術家の活動や演奏、作品にふれることで、市民一人ひとりの心身の健康と幸福感を高めるウェルビーイングの向上や、豊かな人づくりに大きく寄与します。

また、地域の歴史を築いてきた先人や、豊かな自然の中で育まれた文化財を大切に保存し、継承、活用していくことで、市民の連帯感や地域愛を深めるだけでなく、まちの活性化や厚木を愛し誇りに思う「シビックプライド」を育てることにつながります。

私たちは、こうした取組を通じて、多くの市民が文化・芸術の素晴らしさや歴史に誇りを感じ、これまで以上にその価値を磨き高めることで、市内外から人々が訪れ、人と人とが響きあい、つながりあえるまちの姿を、本市の目指す「文化・芸術、歴史の聖地」と定義します。

3 第２次計画の取組と評価

第２次計画では、“人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する”を基本理念として掲げ、文化芸術活動の活性化、活動を支える環境の整備、市民協働によるまちづくり、未来を担うこどもたちの文化芸術活動の推進など、幅広い取組を進めてきました。

また、計画に位置付けた具体的な事業については、実施計画に基づき、目標指標を設定して年度ごとの実施結果や達成状況を確認するとともに、厚木市文化芸術振興委員会による点検を行い、計画の着実な推進を図ってきました。

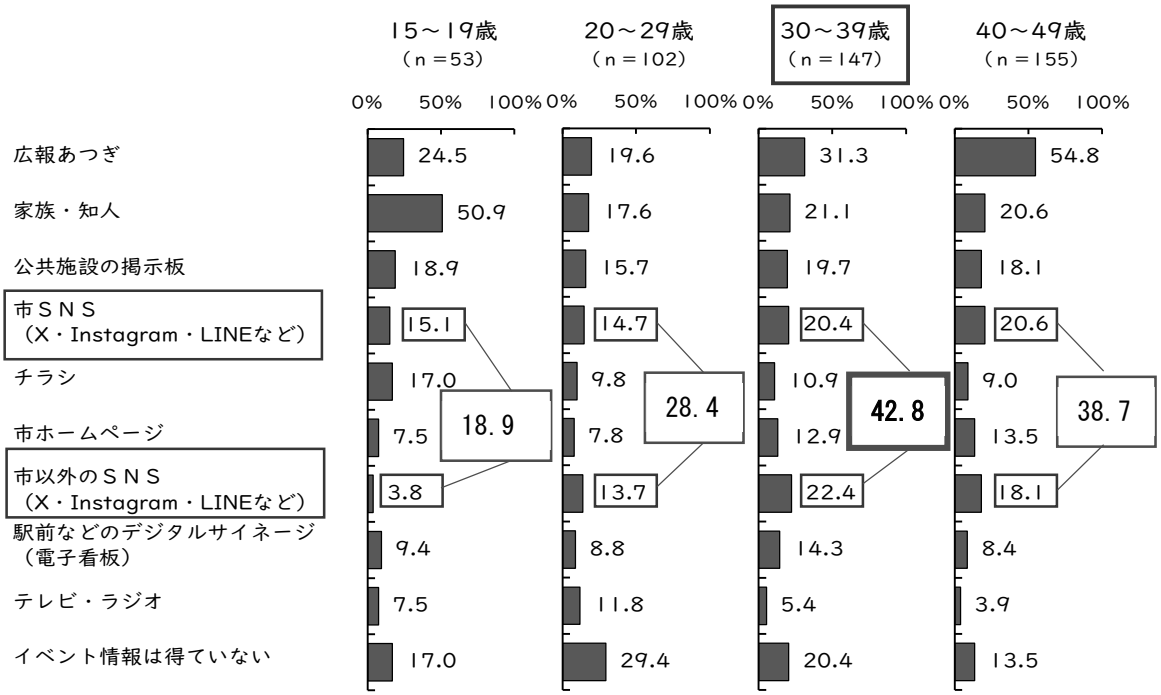
こうした取組を通じて、市民が文化芸術を鑑賞・体験・創造する機会の確保、文化芸術活動を支える人材や団体への支援、文化施設等を活用した活動環境の整備、文化財や伝統文化の保存・継承など、文化芸術を取り巻く基盤の充実を図ってきました。

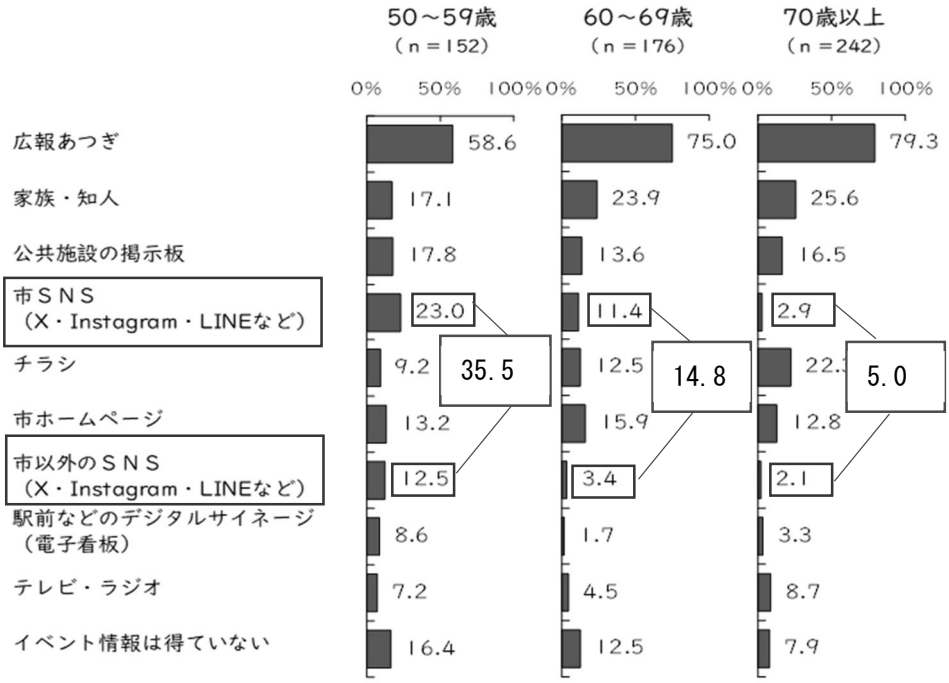
一方で、社会環境や市民ニーズの変化に伴い、課題も明らかになっています。

特に、少子高齢化の進行や人口減少社会の影響による文化芸術活動を担う人･支える人の不足、次世代の担い手の育成、文化芸術に関する取組の認知度、年代や対象に応じた情報発信などについては、さらに積極的に取り組む必要があります。

「第２次厚木市文化芸術振興計画に係る意向調査」（P17 参照）において、市の文化芸術活動の発展のために育成が必要な人材は、「子ども・青少年などの次世代を担う人材」が５割を超えて最も多く、少子高齢化の進行や人口減少社会の影響により、文化芸術活動を担う人・支える人の不足が懸念されています。また、市の取組について、「知っている取組はない」が３割を超えており、前回結果よりも増えていることから、市の取組についての更なる周知が必要です。さらに、市内で開催される文化芸術に関するイベントの情報源については、「広報あつぎ」が５割を超えて最も多いものの、30 代においては SNS が４割を超えるなど、取組やイベントの周知に当たっては、広報以外の情報媒体に対する情報発信を強化する必要があります。

市内で開催されるイベントの情報源　≪年代別≫（上位 10 項目のみ）





4 策定に当たって考慮した視点

第３次計画の策定に当たり、第２次計画の成果と課題及び社会環境や市民ニーズを踏まえ、分野横断的に考慮すべき視点を次のとおり設定しました。

（１） 誰もが文化芸術を楽しめるまちの実現

文化芸術に触れ、楽しみ、自己表現を行うことが市民のウェルビーイングの向上に寄与するという視点から、こどもから大人まで、誰もが気軽に文化芸術を楽しめるまちづくりを推進していく必要があります。

（２） シビックプライドの醸成

地域の歴史、風土に根差した文化によって生み出された文化財を、継承・保存・活用することを通じて、郷土文化への理解を深め、郷土に対する愛着や誇りを育てる必要があります。

（３） 多様な文化芸術活動の推進

文化芸術基本法においては、文化芸術を多様な表現活動、生活文化、地域文化等を含む広範な概念として定義していることから、市民ニーズを捉えながら、文化芸術の多様性を踏まえた取組を推進する必要があります。

（４） 文化芸術活動を担う人・支える人の育成

少子高齢化の進行や人口減少社会の影響により、文化芸術活動を担う人・支える人の不足が懸念されていることから、文化芸術活動を支える持続可能な仕組みを構築する必要があります。

（５） 情報発信力の強化

文化芸術の魅力や取組内容の認知度向上を図るため、文化芸術に関する情報にアクセスしやすい環境づくりを進めるとともに、多様な媒体を活用した情報発信を強化する必要があります。

第3章 計画の考え方

1 基本理念

人・まち・自然が響きあう あつぎの文化芸術を創造する

平成 24 年 12 月に制定した厚木市文化芸術振興条例では、“人、まち及び自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造し、もって心豊かな市民生活と活力に満ちた地域社会の実現に寄与すること”を目的として定めました。

令和３年に策定した第２次計画においても、この考え方を基本理念に掲げ、文化芸術活動を推進してきました。

第３次計画においても、文化芸術活動の推進においては、人・まち・自然の三つの要素の調和が重要な視点であるとの認識から、この理念を継承し、「人・まち・自然が響きあう あつぎの文化芸術を創造する」を掲げ、多くの市民が文化・芸術の素晴らしさや歴史に誇りを感じ、これまで以上にその価値を磨き高めることで、市内外から人々が訪れ、人と人とが響きあい、つながり、文化・芸術・歴史の聖地として認識されるまちの実現を目指します。

2 施策の体系

第３次計画では、基本理念である“人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する”の実現に向けて、三つの基本目標を設定し、それぞれの基本目標の下に基本施策を位置付け、体系的に施策を推進します。

基本理念

人・まち・自然が響きあう あつぎの文化芸術を創造する

【基本目標】

基本施策

【基本目標Ⅰ】文化芸術で 人生を豊かにする

- 基本施策１　**文化芸術を創造・表現できる機会の提供**
- 基本施策２　**文化芸術活動に参加・体験する機会の提供**
- 基本施策３　**多様な文化に触れ、お互いを尊重する心の育成**

【基本目標Ⅱ】文化芸術で まちが成長・活性化する

- **基本施策１　文化芸術に関する情報の収集及び発信の充実**
- **基本施策２　文化施設の整備と提供**
- **基本施策３　文化財や伝統文化の保存・継承及び活用**

【基本目標Ⅲ】文化芸術で 人やつながりが育つ

- 基本施策１　**文化芸術に携わる人材の育成・発掘**
- 基本施策２　**文化芸術関係団体への支援**

3 基本目標

第３次計画では、「文化芸術で人生を豊かにする」、「文化芸術でまちが成長・活性化する」、「文化芸術で人やつながりが育つ」の三つを基本目標として掲げ、計画を推進します。

また、各基本目標の達成度を把握するため、基本目標ごとに成果指標を設定し、計画の進捗を管理することで、効果的なＰＤＣＡサイクル（計画・実行・評価・改善）を推進します。

【基本目標Ⅰ】文化芸術で 人生を豊かにする

文化芸術は、人々に感動や喜びをもたらし、豊かな感性や創造性を育むとともに、生きがいや自己表現、新たな気付きにつながるなど、一人ひとりの人生を豊かにする力を持っています。

第３次計画では、こどもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、生活環境等にかかわらず、誰もがそれぞれの関心や状況に応じて文化芸術に触れ、鑑賞し、体験し、創造・表現することができる環境づくりを進めます。

また、文化芸術を「特別なもの」としてではなく、市民の身近な暮らしの中にあるものとして捉え、日常の中で気軽に文化芸術を楽しめる機会を提供します。

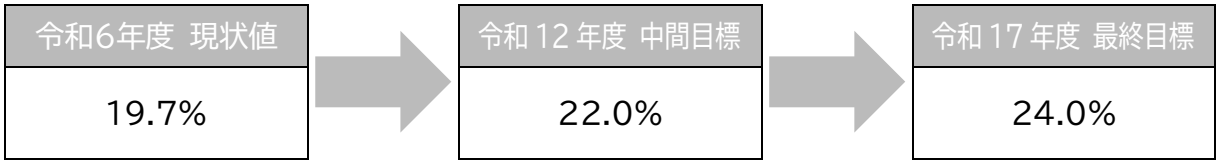
こうした取組を通じて、文化芸術による心の豊かさや生きがいの創出、自己実現を促すとともに、市民一人ひとりが自分らしく充実した生活を送ることができるよう、ウェルビーイングの向上につなげます。

＜目指す姿＞

誰もが文化芸術を身近に楽しみ、自分らしく心豊かな人生を送ることができるまち

＜成果指標＞

市内で文化芸術に親しんでいる市民の割合



基本施策１　文化芸術を創造・表現できる機会の提供

文化芸術は、鑑賞することを通じて、喜びや感動を得られるだけではなく、一人ひとりが自分らしさを表現し、その思いや価値を他者と共有することで、人と人とのつながりを育むことができます。

誰もが気軽に文化芸術に触れ、楽しみ、自己を表現することができる機会を提供します。

≪主な取組例≫

- ◆ 公共施設における文化芸術作品の展示機会の提供
- ◆ 青空アート展、市民芸術祭、市民文化祭等、文化芸術活動に参加できる機会の提供
- ◆ 青少年音楽コンクール等、創造性や表現力を育む機会の提供

基本施策２　文化芸術活動に参加・体験する機会の提供

本市の豊かな自然環境や厚木ならではの地域資源を生かした文化芸術活動を推進するとともに、身近な場所で、質の高い文化芸術に触れ、多様な文化芸術活動に気軽に参加できる環境づくりを進めます。

≪主な取組例≫

- ◆ あつぎ鮎まつり等、豊かな自然を生かしたイベントの開催
- ◆ 市内の小中学校等に音楽家などを派遣するアウトリーチ事業（訪問事業）の実施
- ◆ 公民館等、地域における文化芸術に関する講座の開設

基本施策３　多様な文化に触れ、お互いを尊重する心の育成

多様な文化や価値観に触れることは、新たな気づきや価値観をもたらし、一人ひとりの人生をより豊かなものにします。国内外の友好都市との交流や多文化共生に関する取組を通じて、様々な文化への理解を深め、互いの違いを尊重する心を育むとともに、多様な文化が共生する豊かな地域社会の形成を目指します。

≪主な取組例≫

- ◆ 国内・海外の友好都市との交流事業の実施
- ◆ 国際交流事業を行う市民団体等への支援
- ◆ 地域における多文化共生事業の実施

【基本目標Ⅱ】文化芸術で まちが成長・活性化する

文化芸術は、市民生活を豊かにするだけでなく、地域が持つ魅力や価値を高め、まちの成長や活性化につながる力を持っています。

本市には、豊かな自然環境を始め、長い歴史の中で受け継がれてきた文化財や伝統文化、地域に根差した様々な文化活動など、厚木ならではの文化的資源があります。

第３次計画では、これらの文化的資源を保存・継承するだけでなく、その価値を多くの人に広め、学び、体験する機会を提供し、活用することで、新たな魅力や価値を生み出していきます。

また、文化芸術に関する活動やイベント、文化施設等において、本市の文化・芸術や歴史の魅力を市内外へ積極的に発信します。

こうした取組を通じて、文化芸術と観光、地域づくり、産業などの様々な分野との連携を進め、文化芸術をまちのにぎわいや交流の創出につなげるとともに、市民が厚木の魅力を再発見し、地域への愛着と誇りを持つことができるよう、シビックプライドの醸成を図ります。

＜目指す姿＞

厚木ならではの文化・芸術や歴史の魅力が磨かれ、
市民の誇りと活力あふれるまち

＜成果指標＞

伝統文化・郷土芸能、文化財等が尊重され、
保存・継承されていると思う市民の割合

令和7年度 現状値	令和 12 年度 中間目標	令和 17 年度 最終目標
59.6%	63.8%	68.0%

基本施策１　文化芸術に関する情報の収集及び発信の充実

市内で行われている様々な文化芸術活動やイベント、文化施設、歴史・文化資源等の情報を収集・整理し、市民や市外に向けて分かりやすく発信します。

広報紙、ホームページ、ＳＮＳ等の多様な媒体を効果的に組み合わせながら、対象や年代に応じた情報発信を進めます。

≪主な取組例≫

◆広報あつぎ、ホームページ、デジタルサイネージ（電子看板）の活用
◆文化芸術活動を紹介する動画の公開
◆インターネットや SNS（Instagram、LINE 等)、の活用

基本施策２　文化施設の整備と提供

市民が文化芸術に触れ、活動し、交流するための基盤として、文化施設等を適切に維持・活用するとともに、誰もが文化芸術活動に取り組みやすい環境づくりを進めます。

また、文化施設等を、市民が創造・表現し、学び、交流する場として活用することで、人と人とのつながりを育み、新たな文化芸術活動の創出につなげます。

≪主な取組例≫

◆ 文化会館等、文化施設の適切な維持・活用
◆ 市民交流プラザ等、市民の文化活動拠点の維持・活用

基本施策３　文化財や伝統文化の保存・継承及び活用

本市の豊かな自然や歴史・風土の中で育まれてきた文化財、伝統文化、地域固有の文化を大切に保存し、次の世代へ継承する取組を進めます。

また、文化財や伝統文化を保存するだけでなく、教育、観光、地域づくり等の様々な分野と連携し、その価値を広く発信・活用することで、新たな魅力や交流を生み出します。

さらに、文化財や伝統文化を次世代が身近に感じ、実際に触れ、学び、体験する機会を提供し、担い手の育成につなげます。

≪主な取組例≫

- ◆ 文化財の保存と適切な管理
- ◆ 伝統文化・地域文化の保存・継承
- ◆ 歴史・文化に触れ、学ぶ機会の充実
- ◆ 後継者育成のための体験講座等、次世代を担う人材の育成

【基本目標Ⅲ】文化芸術で 人やつながりが育つ

文化芸術には、世代や立場、地域、文化的背景などの違いを越えて、人と人とをつなぎ、新たな交流や相互理解を生み出す力があります。

文化芸術活動を将来にわたって発展させていくためには、文化芸術を創造・表現する人だけでなく、企画・運営する人、支援する人、情報を発信する人など、多様な担い手が必要です。

また、こどもや若者を始め、誰もが文化芸術に関わり、活動を通じて人とつながることができる環境を整えることも重要です。

第３次計画では、文化芸術に携わる人材や団体の活動を支えるとともに、次世代を担うこどもや若者の文化芸術活動を促進し、多様な担い手がつながり、支え合いながら活動できる環境を整えることを通じて、文化芸術活動の裾野を広げ、持続的な発展につなげます。

＜目指す姿＞

文化芸術を通じて多様な人が出会い、つながり、ともに文化を育てているまち

＜成果指標＞

学校の授業以外で、文化芸術に関する活動を行った児童・生徒の割合

令和7年度 現状値	令和 12 年度 中間目標	令和 17 年度 最終目標
63.6%	65.6%	67.6%

基本施策１　文化芸術に携わる人材の育成・発掘

文化芸術の持続的な発展を支えるため、文化芸術を担う人材の発掘・育成を進めるとともに、文化芸術活動に取り組む個人や団体の活動を支援することを通じて、文化芸術を担う人材の裾野を広げ、更なる活動の促進につなげます。

≪主な取組例≫

- ◆ 輝き厚木塾等、文化芸術活動を支える人材の発掘・育成
- ◆ 文化芸術活動を行う個人や団体の全国大会等出場に係る支援
- ◆ 文化芸術の発展に顕著な功績のあった個人・団体に対する顕彰

基本施策２　文化芸術関係団体への支援

地域の文化芸術活動を支える文化芸術関係団体の活動等を支援し、活動基盤の強化を図ります。団体が安定的・継続的に活動できる環境を整えることを通じて、地域における文化芸術活動の持続的な発展につなげます。

≪主な取組例≫

- ◆ 文化芸術団体等への活動支援
- ◆ （公財）厚木市文化会館の運営に対する支援
- ◆ 地域におけるこどもたちの文化芸術活動環境の整備

第4章 計画の推進に向けて

1 推進体制

（1） 市民、文化芸術団体、大学及び企業等との連携

市民、文化芸術団体、大学、企業等と連携し、それぞれの立場や強みを生かしながら協働して取組を進めることにより、文化芸術活動の活性化及び計画の着実な推進を図ります。

（2） （公財）厚木市文化振興財団との連携

（公財）厚木市文化振興財団の文化芸術に関する専門的な知識や経験を生かし、市民が文化芸術に触れる機会の充実や、質の高い文化芸術の提供に取り組んでいます。第３次計画においても、（公財）厚木市文化振興財団との連携を深め、市民が質の高い文化芸術に親しむ機会を提供します。

（3） 厚木市文化芸術振興委員会との連携

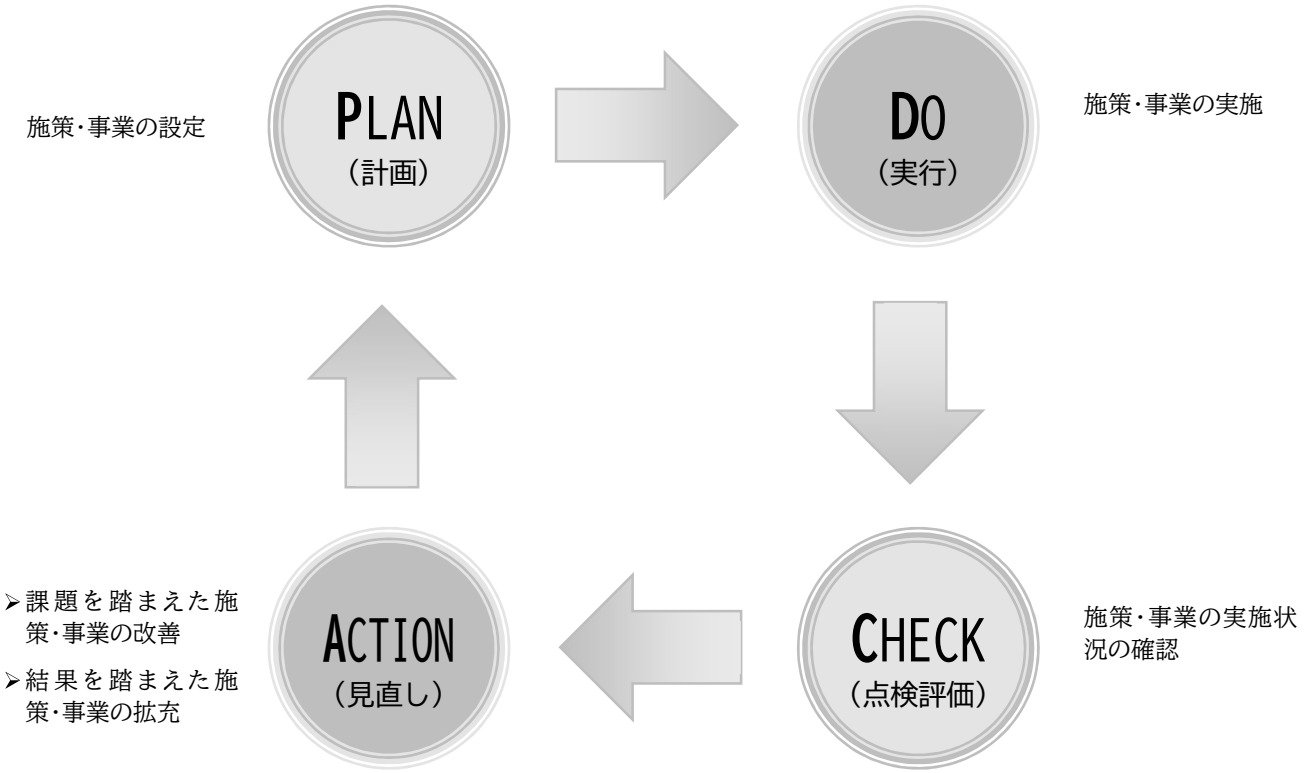
厚木市文化芸術振興委員会から、文化芸術に関する専門的な知見や幅広い意見を聴取し、計画の推進に生かします。また、計画に基づく施策の進捗状況や取組の成果について、意見を求め、必要に応じて施策の見直しや改善を図ることで、計画の着実な推進につなげます。

2 進行管理

第３次計画を着実に推進するため、計画に位置付けた施策・事業について、ＰＤＣＡサイクルにより、毎年度、実施状況や成果を把握し、点検・評価を行い、改善につなげます。

ＰＤＣＡサイクルでは、計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→改善（Action）を基本として進行管理を行い、計画の実効性を高めます。

＜ＰＤＣＡサイクル＞



資料編

1　厚木市文化芸術振興条例

平成24年厚木市条例第28号
平成24年12月25日公布

（目的）

第１条　この条例は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号）の趣旨にのっとり、文化芸術の振興に関する基本的な事項を定め、並びに市、市民及び文化芸術団体の役割等を明らかにすることにより、人、まち及び自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造し、もって心豊かな市民生活と活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本原則）

第２条　文化芸術の振興に当たっては、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

２　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う市民の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

３　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が大切に育まれ継承されるとともに、多様で特色ある文化芸術が発展するよう配慮されなければならない。

４　文化芸術の振興に当たっては、市、市民及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）が連携し、及び協働して取り組まなければならない。

（市の責務）

第３条　市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

２　市は、文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため、国及び神奈川県その他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

（市民による文化芸術の継承及び創造）

第４条　市民は、第２条に規定する基本原則の理解の下、文化芸術活動への参加を通じて、文化芸術の継承及び創造の担い手となることができる。

（文化芸術団体の役割）

第５条　文化芸術団体は、自主的かつ創造的に文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術活動に参加する市民との協働により、当該活動の充実に資するよう努めるものとする。

（基本計画）

第６条　市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市文化芸術振興委員会の意見を聴かなければならない。

（文化芸術の継承等）

第７条　市は、文化芸術の継承及び発展を図るため、伝統芸能等の後継者の育成の支援その他の文化芸術が適切に保存され、又は活用されるための必要な施策を講ずるものとする。

（市の自然等をいかした文化芸術の創造）

第８条　市は、特色ある文化芸術の創造を図るため、本市の豊かな自然、歴史、風土等の文化資源をいかした取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

（創造的活動を行う者等の育成）

第９条　市は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、それを支える活動を行う者等の育成を図るための環境整備、創造的活動の成果を発表する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（市民の鑑賞等の機会の充実）

第10条　市は、市民が文化芸術を鑑賞し、又は市民自らが文化芸術活動を行うことができる機会の充実を図るため、文化芸術に関する公演、展示等の拠点の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に関する情報の収集及び発信）

第11条　市は、文化芸術に関する情報を収集し、市民及び文化芸術団体と協働してその情報を市内外に発信することにより、文化芸術を通じた交流が促進されるよう努めるものとする。

（文化芸術振興委員会）

第12条　市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市文化芸術振興委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

３　委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

４　委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（評価等）

第13条　市長は、委員会の意見を踏まえ、４年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

（委任）

第14条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

2 第３次厚木市文化芸術振興計画の策定について（諮問）

今後記載

3 第３次厚木市文化芸術振興計画の策定について（答申）

今後記載

4 主な文化芸術活動施設

今後記載

5 厚木市文化芸術振興委員会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、厚木市文化芸術振興条例（平成24年厚木市条例第28号）第12条第４項の規定に基づき、厚木市文化芸術振興委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 文化芸術に関し、優れた識見を有する者

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長等）

第４条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（秘密の保持）

第６条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、厚木市文化芸術振興条例主管課で処理する。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

6 厚木市文化芸術振興委員会名簿

50 音順

No.	氏　名	選　出　区　分	備考
1	秋廣　誠	学識経験者	委員長
2	亜甲　絵里香	学識経験者	
3	片山　紀子	公募市民	
4	紙崎　隆	学識経験者	
5	川﨑　陽子	公募市民	
6	小林　辰夫	学識経験者	職務代理
7	島　達朗	学識経験者	
8	髙橋　美和子	学識経験者	
9	藤巻　功	学識経験者	